

有害物質を取り扱う施設に対する規制が強化されました

水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）の一部を改正する法律が、平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日に施行されました。この改正は、事業場における設備の老朽化や使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいを原因とした地下水汚染事例が、全国的に継続して確認されていることから、地下水汚染の効果的な未然防止を図るために行なわれたものです。

これにより、従前からの排水規制に加えて、有害物質を取り扱う施設に関する地下浸透未然防止に関する規定が追加されました。

1 構造基準の対象となる施設

・「有害物質使用特定施設」

特定施設（法第2条第2項に規定する施設）であって有害物質を製造、使用又は処理するもの。

・「有害物質貯蔵指定施設^(注)」

有害物質（別表1参照）を含む液体のものを貯蔵する施設

(注) 川崎市公害防止等生活環境の保全等に関する条例においても「指定施設」という用語を用いていますが、それとは対象が異なります。

2 届出対象施設の追加

今までは、公共用水域に排水する事業場が特定施設を設置しようとするときに、水濁法の届出が義務付けられていましたが、改正後の水濁法の施行後はそれに加えて、「**有害物質貯蔵指定施設**」を設置しようとするとき又は下水道に排水の全量を放流等している事業場が「**有害物質使用特定施設**」を設置しようとするときも届出が必要になります。

川崎市内で、改正後の水濁法の施行時に既に設置されている施設で、新たに届出が必要となった施設については、平成24年6月30日までに川崎市長に対し届出を行う必要があります。

改正後の水濁法の施行時に既に水濁法の届出がされている施設は、改めて届出する必要はありません。

平成24年6月の改正後の水濁法の施行時に届出が必要な施設の判定には、別紙のフローチャートを参照ください。

3 適用される基準の概略

- (1) 施設の構造等に関する基準（構造基準）
- (2) 施設の使用の方法に関する基準（使用の方法の基準）
- (3) 施設の定期点検の基準（点検基準）及び結果の記録・保存の規定
- (4) 管理要領の作成

【基準の概要】

構造等に関する基準と定期点検の方法は、それぞれ別個に規定されておらず、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定されています。

有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有していて漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度で目視による定期点検を行います（A基準）。しかし、材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止します。また、目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止します（B基準）。既設の施設に対しては事業者の対策方法の選択を可能とした制度となっています。

なお、既設の施設には施行の日から起算して3年を経過する日までの間（平成27年5月31日まで）は、構造等の基準は適用されません。ただし、点検基準は適用されます（C基準）。

基準の種類		構造基準	使用の方法の基準	点検基準	管理要領の作成
A基準	新設の施設に適用される基準	○	○	○	○
B基準	既設の施設に適用される基準 ※施行日から3年間（平成27年5月31日まで）は適用されません	○	○	○	○
C基準	既設の施設について、施行後3年間（平成27年5月31日まで）に限り適用される基準	—	—	○	—

【求められる構造の概要】

施設本体の床面及び周囲の構造等	地下への浸透を防止するための構造を有すること（床面の材質・被覆等） 流出を防止するための構造を有すること（防液堤等）
配管等の構造等	漏えいもしくは地下への浸透を防止するための構造を有することまたは漏えいの有無を確認するための構造を有すること（必要な強度等を有する配管の地上設置、地下への浸透を防止するための構造を有するトレンチ内への設置等）
排水溝等の構造等	地下への浸透を防止するための構造を有すること（強度、被覆等）
地下貯蔵施設の構造等	漏えいまたは地下への浸透を防止するための構造を有すること（二重殻構造または地下室内設置、液面計等）

なお、構造基準及び点検基準の具体的な内容については、環境省作成の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」等を参照ください。

環境省 改正水質汚濁防止法全国説明会ホームページ 「4 説明会資料」

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

別表1：法第2条第2項第1号に規定する物質（カドミウム等28物質）

1. カドミウム及びその化合物	15. 1,2-ジクロロエチレン
2. シアン化合物	16. 1,1,1-トリクロロエタン
3. 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	17. 1,1,2-トリクロロエタン
4. 鉛及びその化合物	18. 1,3-ジクロロプロペン
5. 六価クロム化合物	19. チウラム
6. 砒素及びその化合物	20. シマジン
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21. チオベンカルブ
8. ポリ塩化ビフェニル	22. ベンゼン
9. トリクロロエチレン	23. セレン及びその化合物
10. テトラクロロエチレン	24. ほう素及びその化合物
11. ジクロロメタン	25. ふっ素及びその化合物
12. 四塩化炭素	26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13. 1,2-ジクロロエタン	27. 塩化ビニルモノマー
14. 1,1-ジクロロエチレン	28. 1,4-ジオキサン

届出対象施設判定フローチャート

YES 
NO 

スタート

※本フローチャートは、平成24年6月の改正後の水濁法の施行時に届出が必要かどうかを判定するものです。

施設の設置場所が工場・事業場である

有害物質を含む汚水又は廃液を排出する施設である

有害物質を製造し、使用し、又は処理を目的とする施設である

水濁法施行令別表第1に掲げられる施設である

有害物質使用特定施設に該当

公共用水域に水を排出する工場・事業場である

水濁法第5条第1項に基づく届出を既に行っている

水濁法第5条第1項に基づく届出が必要

改めて水濁法第5条第1項に基づく届出を行う必要はない

下水道に排水の全量を放流等

有害物質を貯蔵することを目的とする施設である

有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設である

漏えいした場合に、地下に浸透するおそれがある

一定期間、一定の場所に設置された施設である

有害物質貯蔵指定施設に該当

水濁法第5条第3項に基づく届出が必要

水濁法に基づく届出は不要

※「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水（液体）が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。